

秋季代表者会議の質疑 回答

札幌地区バスケットボール協会 U12 部会

○学級閉鎖・学年閉鎖について

チームのある自治体教育委員会に確認したところ、大会への参加は重要なことであり、不要不急の外出には当たらないという見解を得た。閉鎖であっても罹患していない選手の出場を認められないか。

→自治体によって見解が異なることが分かりました。公平性を保つためにはこの自治体のチームは OK、この自治体のチームは NG ということはできませんし、別の自治体同士の試合も実施が難しくなると予想されます。北海道協会 U12 部会とも相談した上で、こちらからのお願いの通り『学校・学年・学級閉鎖となった場合は、本人の症状の有無にかかわらず期間中は試合に参加できない』という確認で大会を進めたいと思います。子どもたちの健康と安全を守るためと、御理解ください。

○第 3 クォーターの選手交代について

北海道サマーフェスティバルで第 3 クォーターの選手交代が認められていた。札幌地区の秋季大会でも認められるのか。

→北海道サマーフェスティバルの代表者会議でも話題になり、出場チームは御存知かとは思いましたが、参加していないチームのためにこちらで改めて全体周知・確認とさせていただきます。第 3 クォーターの選手交代については、北海道サマーフェスティバル限定の扱いとなります。札幌地区の大会での第 3 クォーターからの選手交代は認められません。現状 JBA、上位大会から下りてきている「3 ポイントルールの適用」とは別の扱いになりますので、御承知おきください。

○ヘッドコーチ不在時の扱いについて

D 級以上のヘッドコーチがいるが、大会当日に不在となる場合はどのような扱いになるのか。

→D 級以上のコーチが不在となる場合には、不在届を提出します。
※公共交通機関の遅れ、自然災害、急病など不測の事態による場合、大会主催者の判断で試合の成立を認めることができる。
※不在の理由によっては没収試合もあると JBA の文書にあります。(別紙)
数年前からお願いをしてきているところではありますが、不測の事態に備えて、D 級以上のライセンス保持者が複数名いる体制を各チームで構築していきましょう。
不在届が受理された場合、E 級ライセンスをもつアシスタントコーチが代理となることができます。
ライセンスをもつコーチが代理を務めることができない場合は、マネージャー等の大人にベンチを見守ってもらいながら試合を行います。

○厚別区体育館の昼食場所について

厚別区体育館の昼食場所はどこになるか。

→トレーニングデッキのスペースにブルーシート等を敷いて、昼食を摂ってください。1 階ロビーやアリーナ内、体育室（アップ場所）での飲食は禁止です。

2017 年 4 月

＜コーチ資格保持者が不在となった場合の対応＞

公共交通機関の遅れや自然災害、急病など、不測の事態によりコーチ資格保持者が試合開始時間に間に合わない旨連絡を受けた場合や、緊急事態が発生したためコーチ資格保持者と連絡が取れないと推測される場合、コーチ資格保持者が不在であっても大会主催者の判断で試合を開始することができる。

何れの場合も、コーチ資格保持者が試合開始時に不在となったチームの代表者は、速やかにその理由を証明する書類を大会主催者まで提出しなければならない。

上記書類を審査し、コーチ資格保持者が不在となった理由が緊急かつやむを得ないものであると認められる場合に限り、大会主催者は試合の成立を認めることができる。

尚、上記の案件が発生した場合、大会主催者は日本バスケットボール協会(強化・育成部)に報告を行うこととする。

●解釈及び運用の指針

- ・試合中、急病等によりコーチ資格保持者が不在となった場合も、上記に準ずることとする。
尚、この場合に限り、大会主催者の判断で不在証明の提出を省略することができる。
- ・主たる移動手段や通信事情など地域によって事情が異なるので、大会主催者は「やむを得ない事情」とする範囲を独自に決定することができる。但し、何れの場合も、緊急かつ不測の場合に限るものとする。
- ・不在証明の提出は、大会運営に支障のないよう速やかに行われなければならない。
- ・大会主催者は試合の開始や成立を「認めることができる」のであり、認めなければならないということではない。コーチが不在となった理由が緊急かつ不測の事態によるものではないことが明らかな場合、大会主催者は試合を没収する。また、不在証明提出の遅延等、大会運営に支障をきたす事態が生じた場合、大会主催者は試合の成立を認めなくてよい。
- ・大会主催者から日本バスケットボール協会への連絡は、全国大会やブロック大会など、複数の都道府県にかかる大会については大会終了後 10 日以内に、また、都道府県単位での大会については、各都道府県のバスケットボール協会を通じて各四半期の翌月 10 日迄に報告を行うこととする。

※ 上記に準じない緊急的な状況においては、大会主催団体（協会・各種）の専務理事（理事長）が決定するものとする。